

桐生市保育の必要性の認定に関する基準（案）の骨子

1. 基準（案）の骨子について

<用語の説明>

- ・「法」 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・「施行令」 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）
- ・「施行規則」 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）
（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 26 年内閣府令第 55 号）による改正後のもの）
- ・「留意事項通知」 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（府政共生第 859 号、26 文科初第 651 号、雇児発 0910 第 2 号 平成 26 年 9 月 10 日）
- ・「保育の必要性」 小学校就学前子どもについて、保護者の労働又は疾病その他の、施行規則第 1 条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること。

項 目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
<p>(1) 保育の必要性に係る事由【法第 19 条第 2 号及び第 3 号、施行規則第 1 条】</p> <p>新制度における保育の必要性の認定については、「子ども・子育て支援法施行規則」に規定する事由に基づき行われることとなり、就労の事由の下限時間等については、市町村において定める必要がある。</p>		
<p>事由 1</p>	<p>【施行規則 第 1 条第 1 号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるフルタイム就労のほか、パートタイム就労、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とする。 ・就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とする。 ・就労時間については、1 か月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが要件 	<p>基本的に、国の基準「施行規則」のとおりとし、保育短時間の就労下限時間については、「桐生市子ども・子育て会議」において、審議の上承認された 48 時間とする。（保護者の就労形</p>

項 目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
		態や保育に関するニーズ調査の結果等を考慮)
事由 2	【施行規則 第 1 条第 2 号】 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	— 国の基準「施行規則」のとおり
事由 3	【施行規則 第 1 条第 3 号】 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	— 国の基準「施行規則」のとおり
事由 4	【施行規則 第 1 条第 4 号】 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。 当該子どもの兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、介護又は看護を必要とするような場合についても対象とする。	— 国の基準「施行規則」のとおり
事由 5	【施行規則 第 1 条第 5 号】 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	— 国の基準「施行規則」のとおり

項目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
事由 6	<p>【施行規則 第 1 条第 6 号】 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</p>	<p>— 国の基準「施行規則」の とおり</p>
事由 7	<p>【施行規則 第 1 条第 7 号】 次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 	<p>— 国の基準「施行規則」の とおり</p>
事由 8	<p>【施行規則 第 1 条第 8 号】 次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 	<p>— 国の基準「施行規則」の とおり</p>

項目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
	<p>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合を除く。）</p>	
事由9	<p>【施行規則 第1条第9号】 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p>	<p>— 国の基準「施行規則」のとおり</p>
事由10	<p>【施行規則 第1条第10号】 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</p>	<p>— 国の基準「施行規則」のとおり</p>
<p>(2) 保育必要量の認定（法第20条第3項、施行令第1条、施行規則第3条、第4条） ・保育必要量の認定は、主に両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した保育標準時間認定と、主に両親の一方がフルタイムで就労し、他方がパートタイムで就労する場合又はいずれもがパートタイムで就労する場合を想定した保育短時間認定の2区分により行う。</p>		
保育標準時間	<p>【施行規則 第4条第1項】 ・1日11時間までの利用に対応</p>	<p>—</p>

項目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月当たり平均 275 時間 (1日 11 時間×300 日/12 ヶ月 = 275 時間) ・最大 292 時間以下 (1日 11 時間×6 日×31 日/7 日 (週) ≒ 292 時間) ・最低 212 時間超 (1日 8 時間×6 日×31 日/7 日 (週) ≒ 212 時間) 	国の基準「施行規則」のとおり
保育短時間	<p>【施行規則 第 4 条第 1 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日 8 時間までの利用に対応 ・1か月当たり平均 200 時間 (1日 8 時間) ×300 日/12 ヶ月 = 200 時間) ・最大 212 時間以下 (1日 8 時間×6 日×31 日/7 日 (週) ≒ 212 時間) 	— 国の基準「施行規則」のとおり
保育の必要性に係る事由が就労である場合における保育標準時間認定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として就労時間が1か月当たり 120 時間以上である場合とする。 	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
保育の必要性に係る事由が就労である場合における保育短時間認定	<p>【施行規則 第 1 条第 1 号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。 ・法の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間は、保育の必要性の認定に係る事由のうち「就労」(規則第 1 条第 1 号) について、1か月当たりの労働時間数を 48 時間から 64 時間までの範囲に限定せず、市町村が定めることができる。(規則附則第 2 条) ・原則として就労時間が1か月当たり 120 時間未満である場合 	基本的に、国の基準「施行規則」のとおりとし、保育短時間の就労下限時間については、「桐生市子ども・子育て会議」において、審議の上承認された 48 時間とする。(保護者の就労形態や保育に関するニーズ調査の結果等を考慮)

項目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
備考 1	就労時間が1か月当たり120時間以上である場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望するときは、市町村の判断により、保育短時間認定とすることもできる。	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
備考 2	現に保育所を利用している者については、市町村は法の施行後に保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が定める要件に該当するものについて保育標準時間認定を行う等の適切な経過措置を講ずる必要がある。	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
備考 3	【施行規則 第4条第1項】 認定事由のうち、事由2「妊娠、出産」（施行規則第1条第2号）、事由5「災害復旧」（同条第5号）、事由8「虐待やDVの恐れがあること」（同条第8号）は区分を設けない。保育標準時間を一区分とする。（第4条第1項ただし書）	— 国の基準「施行規則」のとおり
備考 4	【施行規則 第4条第2項】 認定事由のうち、事由3「保護者の疾病・障害」（同条第3号）、事由6「求職活動」（同条第6号）、事由9「育児休暇取得時の継続利用」（同条第9号）に該当する場合で、認定区分に分けて行うことが適切でないとする場合は、当該区分に分けないで行うことができる。（第4条第2項）	
備考 5	現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるものその他法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過	— 国の基準「留意事項通

項目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
	措置を講ずる。	知」のとおり
備考6	保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が必要と認めるものについては、保育標準時間認定を行うこととする	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
備考7	現在、保育所に入所している児童については市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することが出来る経過措置を講ずる。	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
(3) 支給認定の有効期間【法第21条、施行規則第8条】		
教育標準時間認定	【施行規則第8条第1号】 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間とする。	— 国の基準「施行規則」のとおり
保育標準時間認定 及び保育短時間認定	【施行規則第8条第2号から第13号まで】 満3歳以上の子どもに係る認定についてはその効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、満3歳未満の子どもに係る認定についてはその効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間とし、保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなっ	— 国の基準「施行規則」のとおり

項目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
	た場合は、その時点までとすることを基本	
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度に基づく失業等給付（基本手当）の給付日数が90日を基礎としていること（被保険者期間10年未満の者が倒産、解雇等以外の理由により離職した場合）を踏まえ、90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間としたものであること。（施行規則第8条第4号及び第10号） ・「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することも可能である。 	
<p>(4) 優先利用について</p> <p>待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要となる。</p> <p>虐待又はDVのおそれがあること（施行規則第1条第8号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用する。</p> <p>「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する。</p>		
項目1	<p>ひとり親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。）に基づく配慮義務がある。 	<p>—</p> <p>国の基準「留意事項通知」のとおり</p>
項目2	<p>生活保護世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労による自立支援につながる場合等 	<p>—</p> <p>国の基準「留意事項通知」のとおり</p>

項目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
項目 3	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
項目 4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合 ・被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づく配慮義務がある。	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
項目 5	子どもが障害を有する場合 ・障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
項目 6	育児休業明け ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1 歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
項目 7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
項目 8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ・連携施設を適切に確保のため	— 国の基準「留意事項通知」のとおり

項 目	国の基準 ※「法」・「施行令」・「施行規則」・「留意事項通知」等	当市の基準
項目 9	その他市が定める事由	— 国の基準「留意事項通知」のとおり
(5) 施行期日について		
施行期日	子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。	—

※その他の必要な事項については、別に定める。

以上